

## 管理に係る重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条及び同法施行規則第16条の2及び第16条の4の3等により、下記物件の管理に係る重要事項について必要な書類を添えて、貴社に調査を依頼します。

調査依頼年月日		年 月 日	
宅地建物 取引業者 (調査依頼主)	会社名		
	所在地	(〒 - )	
	免許番号	国土交通大臣 ・ 知事 ( ) 号	
	依頼者	所属部署	
担当者名			FAX
調査対象 物件	物件名	杭瀬第_____団地	
	所在地		
	住戸番号	棟 号	売却依頼主(管理組合員名)
調査依頼項目			手数料
<input type="checkbox"/> 管理に係る重要事項調査報告書発行			15,400円(税込10%)
<input type="checkbox"/> 管理規約(写)			5,500円(税込10%)

管理に係る重要事項調査依頼をされる仲介業者様へ

◆◆◆◆ 調査に際しての注意事項 ◆◆◆◆

①受付・発行について

本依頼書及び、「売却依頼主」との媒介契約書等の契約関係を証明できる書類をFAXにて送信ください。受付後、7営業日以内に「管理に係る重要事項調査報告書」をご用意いたします。

※調査物件によっては、お時間を頂戴する場合があります。

受付時間：月～金曜日(土日祝日は定休日) 9:00～17:00

②依頼事項の発行手数料支払い方法について

「管理に係る重要事項調査報告書」と併せて請求書を同封させていただきます。

請求書受領後、1週間以内にお振込みいただきますようお願いいたします。

※振込手数料は、ご負担ください。

③その他

専有部分及びその他個人情報に関する事項については、回答いたしかねます。